

災害による固定資産税の減免について

1. 災害による固定資産税の減免について

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、納税者の固定資産が被害を受けた場合、その被害の程度に応じて、固定資産税の軽減または免除を受けられる場合があります。

2. 災害減免の対象となる税額

減免の対象になる税額は、申請時点で納期限が過ぎていない税額です。

ただし、被害の程度によっては、減免の対象にならないことがあります。その場合でも、個々の状況により徴収の猶予や分納が出来る場合があります。

3. 申請手続きについて

申請時にご用意いただくもの

- ・ 固定資産税減免申請書
- ・ リ災証明書
- ・ その他損害の内容が分かるもの(写真など)

申請期限

納期限まで

※減免は納税者からの申請が必要になります。

4. 減免の割合

原則として納期限の過ぎていない税額について減額または免除されます。減免の割合は以下のとおりです。

【土地の場合】

被害の程度	減免の割合
当該土地の面積に対する被害割合が 8 割を超えるとき	申請日以降、納期未到来分の税額 全部 を免除
当該土地の面積に対する被害割合が 6 割を超え 8 割未満であるとき	申請日以降、納期未到来分の税額 80% を免除
当該土地の面積に対する被害割合が 4 割を超え 6 割未満であるとき	申請日以降、納期未到来分の税額 60% を免除
当該土地の面積に対する被害割合が 2 割を超え 4 割未満であるとき	申請日以降、納期未到来分の税額 40% を免除

【家屋の場合】

被害の程度	減免の割合
被害割合が家屋の価格の 8 割を超えるとき	申請日以降、納期未到来分の税額 全部 を免除
被害割合が家屋の価格の 6 割を超え 8 割未満であるとき	申請日以降、納期未到来分の税額 80% を免除
被害割合が家屋の価格の 4 割を超え 6 割未満であるとき	申請日以降、納期未到来分の税額 60% を免除
被害割合が家屋の価格の 2 割を超え 4 割未満であるとき	申請日以降、納期未到来分の税額 40% を免除

【償却資産の場合】

被害の程度	減免の割合
被害割合が償却資産の価格の 8 割を超えるとき	申請日以降、納期未到来分の税額 全部 を免除
被害割合が償却資産の価格の 6 割を超え 8 割未満であるとき	申請日以降、納期未到来分の税額 80% を免除
被害割合が償却資産の価格の 4 割を超え 6 割未満であるとき	申請日以降、納期未到来分の税額 60% を免除
被害割合が償却資産の価格の 2 割を超え 4 割未満であるとき	申請日以降、納期未到来分の税額 40% を免除

お問い合わせ先: 香美町役場税務課 課税係 (TEL:0796-36-1113)